（護岸の性能規定）

第四十三条　（略）

2　前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる護岸の性能規定にあっては、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　環境の保全を図る護岸の性能規定　当該施設の本来の機能を損なわず、当該施設が置かれる自然状況等に応じて、港湾の環境を保全できるよう、所要の諸元を有すること。

二　不特定かつ多数の者の利用に供する護岸の性能規定　当該施設が置かれる自然状況、利用状況等に応じて、利用者の安全を確保できるよう、所要の諸元を有すること。

（岸壁の性能規定）

第四十八条　（略）

2　前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる岸壁の性能規定にあっては、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　環境の保全を図る岸壁の性能規定　当該施設の本来の機能を損なわず、当該施設が置かれる自然状況等に応じて、港湾の環境を保全できるよう、所要の諸元を有すること。

二　耐震強化施設である岸壁の性能規定　主たる作用がレベル二地震動である偶発状態に対して、要求性能に応じて、作用による損傷の程度が限界値以下であること。

（浮桟橋の性能規定）

第五十六条　（略）

2・3　（略）

4　第六十四条及び第九十四条の規定は、利用状況に応じて、浮体の連絡設備の性能規定について準用する。

（人の乗降設備の性能規定）

第六十八条　第九十二条又は第九十四条の規定は、人の乗降設備の性能規定について準用する。

（荷役機械の性能規定）

第八十一条　（略）

2　（略）

3　第一項に規定するもののほか、石油荷役機械、液化石油ガス荷役機械及び液化天然ガス荷役機械の性能規定にあっては、次の各号に定めるものとする。

一　（略）

二　主たる作用がレベル一地震動、風並びに石油、液化石油ガス及び液化天然ガスの重量及び圧力である変動状態に対して、部材の健全性及び構造の安定性を損なう危険性が限界値以下であること。

三　緊急時における船舶の係留施設からの移動に支障とならないための適切な措置が講じられていること。

4　（略）

（護岸の性能規定）

第四十三条　（略）

2　前項に規定するもののほか、不特定かつ多数の者の利用に供する護岸の性能規定にあっては、当該施設が置かれる自然状況、利用状況等に応じて、利用者の安全を確保できるよう、所要の諸元を有することとする。

（新設）

（新設）

（岸壁の性能規定）

第四十八条　（略）

2　前項に規定するもののほか、耐震強化施設の岸壁の性能規定にあっては、主たる作用がレベル二地震動である偶発状態に対して、要求性能に応じて、作用による損傷の程度が限界値以下であることとする。

（新設）

（新設）

（浮桟橋の性能規定）

第五十六条　（略）

2・3　（略）

4　第六十四条及び第九十一条の規定は、利用状況に応じて、浮体の連絡設備の性能規定について準用する。

（人の乗降設備の性能規定）

第六十八条　第九十一条又は第九十二条の規定は、人の乗降設備の性能規定について準用する。

（荷役機械の性能規定）

第八十一条　（略）

2　（略）

3　第一項に規定するもののほか、石油荷役機械の性能規定にあっては、次の各号に定めるものとする。

一　（略）

二　主たる作用がレベル一地震動、風並びに石油の重量及び圧力である変動状態に対して、部材の健全性及び構造の安定性を損なう危険性が限界値以下であること。

（新設）

4　（略）